

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和3年6月17日(木) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 福田耕四郎 副議長 木野 広宣
議員 原田 陽子 議員 小泉 周司
議員 小池 正夫 議員 石川 義光
議員 關 守 議員 大和田和男
議員 富山 豪 議員 花島 進
議員 寺門 厚 議員 古川 洋一
議員 萩谷 俊行 議員 勝村 晃夫
議員 武藤 博光 議員 笹島 猛
議員 君嶋 寿男

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 莊一 次 長 横山 明子
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上及び発言者)

市長 先崎 光 副市長 谷口 克文
教育長 大縄 久雄 企画部長 大森 信之
財政課長 大内 正輝 財政課長補佐 浜名 哲士
総務部長 川田 俊昭 瓜連支所長 片野 弘道
市民生活部長 飛田 良則 市民課長 高安 正紀
市民課長補佐 萩野谷 真 保健福祉部長 平野 敦史
社会福祉課長 綿引 稔 社会福祉課長補佐 山田 明
こども課長 加藤 裕一 こども課長補佐 住谷 孝義
健康推進課長 玉川祐美子
健康推進課長補佐兼ワクチン接種対策室長 鈴木 伸一

会議に付した事件

- (1) 議会運営委員会委員長報告
…委員長報告のとおりとする
- (2) 追加予定議案等について
…執行部より説明あり
- (3) 常任委員会委員長報告
…委員長報告のとおりとする
- (4) 那珂市議会ICT導入について

…ICT検討会より説明あり

(5) その他

・議会運営委員会委員長報告

…委員長報告のとおりとする

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時08分）

事務局長 定刻を過ぎておりますので、そろそろ始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日新型コロナウイルス感染症対策として、3密をできるだけ避けるために机の間隔を空けております。また、換気のため廊下のドアを開放しております。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

今定例会も残すところ2日となりましたが、ひとつ慎重なるご審議をいただきたいと思っております。

また、新型コロナウイルス感染症の件も執行部におかれましては、もうひと踏ん張り頑張っていたいただきたいなど、こういうふうに思います。

ひとつ今日は全員協議会ということで、明日の閉会に向けての案件でございます。よろしく願いをいたします。

事務局長 それでは、この後の議事の進行は議長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 ご連絡をいたします。会議は公開しております。傍聴可能でございます。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送をしております。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方、ご配慮をお願いをいたします。これは毎回この携帯電話については、冒頭で皆さんに、各議員、いわゆる会場内の皆さんにお伝えをしているとおりでございます。ひとつ常識のある判断をさらにお願いをいたします。

ただいまの出席議員17名であります。欠席議員はおりません。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会をいたします。

会議事件説明のため市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務ため、議会事務局より議会事務局職員が出席をしております。

まず、最初に市長から挨拶をいただきます。

市長 おはようございます。

本日は全員協議会を開催していただきまして厚く御礼を申し上げます。

また、本定例会中は、連日提出させていただきました議案をはじめ、各種案件につきま

して、慎重なるご審議を賜っておりまして、重ねて御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症関係につきましては、皆様のところにも様々な情報が行っていると思うんですが、市のほうも、一昨日、15日、65歳以上の方々の第2回目の受付をさせていただきました。前回の反省を生かしまして、電話の枠とネット予約の枠ときちんと分けて予約をしていただいております。さらには、今日の報道でもありましたけれども、県庁脇の厚生棟で行われる集団接種、これのほうの受付の体制も今進めております。一日も早く皆様にワクチンが届くように、これからも努力をしていきたいと思っております。

私事になりますけれども、一昨日、議会の皆様にご報告申し上げましたが、1回目の接種をさせていただきました。本日は副市長が予定をしておりますけれども、これも危機管理に関わるということで、順次進めていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

さて、本日の全員協議会におきましては、追加案件として提出いたします議案1件につきまして、ご説明をさせていただきます。ご協議のほどをよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、最初に議会運営委員会萩谷委員長から報告をお願いいたします。

萩谷議員 議会運営委員会の開催及び経過につきましてご報告申し上げます。

先ほど、議会運営委員会を開催いたしました。会議事件は議案等の追加について、令和3年第3回定例会会期日程（案）について、その他であります。

執行部から議案1件が追加提出されました。明日、最終日の定例会本会議において日程に追加し、委員会付託を省略して採決を行うことに決定いたしました。

この後、執行部より追加議案の説明がございます。

令和3年第3回定例会の会期日程（案）は、お手元に配付のとおり決定いたしました。

また、その他として、議会ICT導入検討会木野委員長より、現在の状況と今後のスケジュール、また検討会での視察のための議員派遣の申出がありました。内容につきましては、この後、木野委員長より報告がございます。

また、5月25日の全員協議会で説明をしました会議規則の一部改正につきまして、明日、議会運営委員会発議として上程しますので、よろしくお願いいたします。

最後に報告になりますが、早稲田マニフェスト研究所が毎年行っております議会改革度ランキングの2020年版が発表になり、資料のとおり、那珂市議会の個別データを配付しております。那珂市議会は全国で566位ということで、昨年の380位からダウンとなりました。また、茨城県内では11位という結果で、こちらも昨年の8位から後退となりました。ちなみに今回の全国第1位は、取手市となっております。

順位は下がってしまいましたが、今年はICT導入や昨年中止となった「議員と語る会」の開催を予定しており、これからも開かれた議会を目指して議会改革を進めてまいり

たいと思いますので、議員の皆様のご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの委員長報告について、何か確認したいことはございますか。特にないですか。

(なし)

議長 なければ、委員長報告のとおり決定をしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 それでは、そのようにいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩(午前10時10分)

再開(午前10時11分)

議長 それでは、再開いたします。

続きまして、議案第46号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部から説明を求めます。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、追加の議案書の表紙の次の議案一覧をおめくりいただければと思います。

議案第46号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。第1条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,909万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212億7,035万4,000円とするものです。

4ページをおめくり願います。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金3,966万1,000円。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金6,422万1,000円。3目衛生費国庫補助金1億5,719万6,000円。

16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金648万3,000円。

19款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金152万9,000円。

5ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、12目支所費66万円、こちらは瓜連支所の空調設備の故障に伴う修繕料の増となります。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費4,455万2,000円、こちらは子育て世帯生活支援特別給付金事業において、ひとり親世帯以外の世帯へ給付金を支給することによる

増となっております。

6 ページをお願いいたします。

3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費1,966万9,000円、こちらは国のコロナ禍における生活困窮世帯に対する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するため計上するものです。

4 款衛生費、1 款保健衛生費、2 目予防費 2 億334万円、こちらは国のワクチン接種の加速化に伴う新型コロナウイルスワクチン接種事業の増となります。

7 ページをお願いいたします。

4 目環境衛生費86万9,000円、こちらは、新型コロナウイルス感染症を死因とする方の火葬に係る経費を計上するものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何かお聞きしたいことございますか。ございませんか。

(なし)

議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 暫時休憩いたします。

休憩 (午前10時15分)

再開 (午前10時16分)

議長 再開いたします。

続いて、各常任委員会の委員長報告を行います。

まず、最初に総務生活常任委員長、報告をお願いいたします。

勝村議員 総務生活常任委員会より報告いたします。

6 月 8 日に開催いたしました。

今回、執行部からおくやみデスクの開設についての報告を受けております。

この件につきましては、市民の死亡に伴い、遺族等が行う市役所での諸手続を一元的に取り扱うおくやみデスクを市民相談室内に開設することについて説明がありました。開始時期については7月1日からで、運用方法については、事前予約制で平日1日当たり4件を上限として対応するとのことでした。

手続の主なものとしては、住民基本台帳カード、国民健康保険被保険者証等の返還、市税や保険料等の還付申請などになります。

委員からは、手続について、時間短縮が図れるということなのか。予約の間隔を1時間半取っているが、大体どれくらいで手続を終えることができるのかとの質問があり、執行部からは、時間については、亡くなられた方の状況によるが、予約により手続をされるご遺族にとっては、どのようなものが必要か、事前に把握できるため、時間短縮が図れると考えているところです。

以上、報告いたします。よろしく申し上げます。

議長 委員長からの報告が終わりました。

確認したいことございますか。

(なし)

議長 ないですか。

(なし)

議長 報告については終了といたします。

続いて、教育厚生常任委員会委員長から報告をお願いをいたします。

富山議員 6月10日に開催いたしました教育厚生常任委員会において、執行部から説明のありました案件についてご報告いたします。

1件目、こども課から保育所（小規模保育事業）分園、増築の設置、運営者の募集について説明がありました。

ゼロ歳児から2歳児の保育需要が当分の間高い状態での推移が予想されるため、新たに保育施設を整備する事業者を募集するものです。選定方法はプロポーザル方式によって決定するとのことです。規模は地域型保育事業を2か所、または既存施設の増設、分園を1か所と、地域型保育事業1か所のいずれかの組合せとなります。整備地域は市内全域で、保育需要の高い菅谷、五台地区への立地については、審査で高く評価していくとのことです。

スケジュールは令和3年6月28日から受付を開始、11月と12月に選定委員会を行い、令和4年度から施設整備、令和5年4月から保育園開所となります。

委員からは、令和5年4月の開所までの待機児童の支援策はどのようになっているのか質問がありました。執行部からは、認可外保育所等の紹介や、保育施設の弾力的運用に協力してもらうことを考えているとのことです。また、2歳児については、満3歳児になれば幼稚園に入園するなどの可能性もあることから、保育園に限らずほかの利用ができないか、保護者の希望が保育園に固まらないようにしているとのことでした。

次に、介護長寿課から那珂市紙おむつ等購入費助成の見直しについて説明がありました。

令和3年4月、国の制度改正により、介護用品の助成に係る事業の取扱いが変更され、本市の高齢者や障がい者に係る紙おむつ等購入費助成について、段階的に見直しを行うものです。

現行では、市民税課税世帯の家族には、1期当たり1万2,000円、市民税非課税世帯の家族には1期当たり2万4,000円が助成されておりますが、高齢者については、令和4年度から国の改正内容に合わせ、市民税課税世帯のうち、本人課税の家族を対象外とします。障がい者については、令和3年度中に令和4年度から市民税課税世帯のうち、本人課税を対象外とするとのことです。また、令和5年度から、本人非課税、世帯員課税の家族を対象外とするとともに、市民税非課税世帯の家族に対する助成額を1期当たり1万2,000円

とし、同年度末をもって制度を廃止していくとのことです。

委員会では、この制度の対象者は本市に何人いるのかと質問があり、高齢者分については30人との回答でした。改正に当たっては、対象者には丁寧な説明をしてほしいと執行部に要望をいたしました。

次に、介護長寿課から、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備に係る事業者の公募について、説明がありました。

グループホームを2ユニット、18床を段階的に整備していくもので、本年度公募する事業規模は、1ユニット9床となります。

スケジュールは7月から8月の2か月間事業者の公募を行い、その後書類審査、審査委員会、運営委員会を経て、10月下旬までに事業者を決定したいとのことです。

事業者の選定方法については、書類審査を行い、その後、9月下旬にプレゼンテーションが行われ、審査、採点をいたします。その後、地域密着型サービス運営委員会において、事業者を決定する流れとなっております。

グループホームの整備に係る財政支援については、補助率が10分の10であり、茨城県地域医療介護相互確保基金事業を活用します。

委員からは、現状でグループホームに入る待機者は何名いるのかと質問があり、複数施設に応募している方もいるが、延べ人数で60人いるとの回答がありました。また、毎年9床ずつでは待機者の解消にならないのではとの質問には、保健福祉計画で段階的につくっていくこととしており、一気につくってしまうと、給付金や保険料が上がってしまうので、整備は段階的に行っていくとのことでした。それに対し、早く待機者が解消できるように手を打ってほしいと委員より要望がありました。

次に、生涯学習課より、かわまちづくり支援制度活用事業の進捗状況について報告がありました。

令和元年度から工事が開始され、国が実施した多目的広場や原っぱ広場を含めた敷地全体の整備工事を初め、堤防の階段型観客席、ワンドの護岸等の整備を実施していくとのことです。令和2年度には、市の事業により原っぱ広場の表面整備や駐車場の整備を行い、多目的広場の芝は日本サッカー協会からポット芝の提供を受け、地元まちづくり委員会や自治会など多くの市民の方と芝張りを行ったとのことです。

今後のスケジュールについては、今年度は原っぱ広場の芝の播種、桜つつみの整備として、桜の植樹とベンチの整備、進入道路の舗装、常設トイレの整備等を倉庫の建設と合わせて実施していくとのことです。なお、トイレ建設用地の売買契約につきましては5月8日に完了しております。

そのほか、施設の名称の募集、設置及び管理に関する条例の制定、完成後の管理に関する関係団体との協定の締結、オープニングイベントの検討など、令和4年4月の供用開始に向け進めていきたいとのことでした。

また、令和元年の台風19号により、当初予定されていた水遊び場は、川の流れを阻害してしまうことや、今後増水等により土砂が堆積してしまった際の維持管理が困難であるという理由から整備するのは難しいという判断になったとの報告がありました。委員より常設トイレの場所が端になり、離れてしまうが、イベント時は仮設トイレの設置予定はあるのかと質問がありました。執行部より、常設トイレは進入道路の場所や桜つつみの場所を考慮して決定しており、仮設トイレの準備の計画はないとの回答でした。

最後に、5月17日に開催した教育厚生常任委員会について報告いたします。

学校教育課が出席し、小中一貫教育のこれまでの取組と、今後の目標について報告を受けました。

その後、学校教育課と教育全般についてのフリーディスカッションを行いました。

委員より、学校で1人1台タブレット端末が配備されたことで、個々の能力の引き出し方はどのようになっていくのかと質問がありました。学校教育課より、タブレットの活用により、それぞれの学びが画一化されたものではなく、個別化されたものに代わってくることを期待されるとの回答がありました。また、教職員の働き方改革の現状について質問がありました。中学校の部活動について部活動の数の適正化に近づきつつあり、部活動の運営方針を定め、部活動の活動時間を決めたことや、今年度からは校務支援システムが導入され、子どもたちの学籍処理、成績処理等が、システム化されることで、業務の負担軽減が期待できるとの回答がありました。

最後に本年度の調査事項について報告いたします。

GIGAスクールに関する調査ということで、今年小・中学校に1人1台タブレット端末が導入されたことに伴う現状と課題の調査を7月15日に小学校1校、中学校1校へ視察を行う予定です。

以上、ご報告いたします。

議長 委員長の報告が終了いたしました。

確認したいことございますか。ないですか。

(なし)

議長 なければ、委員長の報告については終了といたします。

続きまして、原子力安全対策常任委員会委員長から報告を願います。

武藤議員 去る6月11日、原子力安全対策常任委員会の開催及び経過につきましてご報告いたします。

初めに、広域避難先における避難所数の変更についてでございます。

平成27年3月、茨城県避難先割り振りにより、筑西市と桜川市と協定を締結しております。しかしながら、両市の一部施設において、滞在に適さない非居住スペース、これは階段とかトイレのことでございます、を避難面積に算定していたことが分かり、予定避難者数を収容できないことから新たに避難所を追加しております。桜川市が28施設から29施設、

筑西市が32施設から75施設に増加しております。

今後は避難所数が大幅に増えたことから、茨城県及び両市と検討を進めていくこととございます。

委員から質問があり、筑西市、桜川市も災害等で被災することもあり得る。両市の市民が避難所に避難した場合どうするのかとの質問でございます。執行部から、筑西市、桜川市が災害等で被害が出て、避難所が使えないという状況になった場合は、茨城県から第2、第3の避難所として、県外への避難所が指定されて、そちらのほうに避難することとの答弁でございます。

また、避難所の数が増えることから、ハブ機能を備えた中継避難所による避難所指定方式にするということも一つの方法だと思うが、市を8地区に分けて、一旦中継避難所に行くというのは整理がつかないのではないかと質問でございます。執行部から、今後ハブの中継避難所の数を幾つにしたほうがより効果的なのか、筑西市、桜川市も含めて検討していきたいとの答弁がありました。

次に、気体廃棄物の放出状況でございます。令和2年度四半期の気体廃棄物の放出状況については、いずれの事業所も放出管理目標値を下回っており、適正に管理されているとのことです。

次に、三菱原子燃料株式会社におきまして、現在新規規制基準の対応工事のほうを実施しております。工事完了後の11月頃に事業を再開との計画でございます。市では、事業の再開前に、市が作成した屋内退避及び避難誘導計画についての説明会を実施するとのことです。説明会では、三菱原子燃料株式会社も同席して、事業内容と安全対策等についての説明をするとのこととございます。

最後に、各種団体との懇談会でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着いていないことから、「市民の皆様の声を聴く会」の形ではなく、参加者を限定した上で各種団体との懇談会を行うものです。

予定としまして、7月1日木曜日午後6時30分より那珂市商工会との会合、7月6日火曜日午後1時30分より市内農業従事者との懇談会を予定しております。場所は全員協議会室で行います。懇談会の進め方としては、フリートークとし、参加者が発言しやすい環境を考え、非公開といたします。傍聴を希望する議員の方がいらっしゃいましたら、傍聴可能ですので、当日いらっしゃっていただければ幸いです。

以上、報告をいたします。

議長 委員長から報告が終了いたしました。

確認したいことございますか。

寺門議員 広域避難先の件で、先ほど不足分は確保されましたということなんですが、現状各自治体に広域避難マップを配付して、8つのまちづくり委員会、その下の各自治会ごとにこの自治会は何々小学校というふうになっていましたけれども、その辺、先ほどのお話

からすると変更はかなりありそうな予想がされますけれども、確保できたというご案内と、それから、どこに避難するんですかというご案内については、各市民に対して、どのように今後していくのか、その辺の話はされたんでしょうか。

武藤議員 このようなハブ機能を備えた一つのところに集まるといことと、それから先どちらのほうに避難するかというのは、今、執行部のほうで一般市民向けの内容を作成しているとのことですので、出来次第配付ということになります。

寺門議員 分かりました。

議長 ほかにございますか。

(なし)

議長 ないようですので、報告は以上で終了といたします。

続きまして、那珂市議会 I C T 導入について、導入検討委員会、木野議員から説明を願います。

木野議員 I C T 導入検討会を6月6日に開催いたしました。

内容は、現在の状況と今後のスケジュールについてでございます。

初めに、タブレット端末の導入につきましては、当初予定した i P a d の機種が入手困難となっておりましたが、今年5月に新機種が発売されたため、今後そちらの機種での調達を予定しております。ただし、世界的な半導体不足により、調達にはかなりの時間を要することから、当初予定していた9月からの導入を延期し、現在のところは12月議会から導入する予定となっております。

また、今定例会の議会、全員協議会、各常任委員会の映像を Y o u T u b e を使って、庁舎内のみでテスト配信を行い、合わせて、L I N E W O R K S で議員にも視聴できるように、U R L をお送りいたしました。今後は9月定例会から本会議の一般質問など議場での映像を一般ライブ配信いたします。全員協議会、各常任委員会につきましては、今回同様、職員と議員に配信することといたします。

さらに、電子黒板を案内板として使用する試みを現在行っており、また先月には教育厚生常任委員会の勉強会において、説明用として電子黒板を使用しております。こちらの電子黒板の活用については、今後も検討会で検討してまいりたいと考えております。

最後に、6月9日に茨城新聞において銚田市議会が I C T を活用した定例会を6月から始めたとの記事がございました。導入に関する課題等を調査すべく、議員派遣として I C T 検討会のメンバーで7月から8月の間で視察を行う予定となっております。

以上ご報告いたします。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何かご質問ございますか。ないですか。

(なし)

議長 なければ、報告を終了いたします。

続きまして、その他になります。

議会運営委員会萩谷委員長から報告を願います。

萩谷議員 先ほどに続きまして、もう1件ご報告いたします。

先ほどの議会運営委員会におきまして、議会の会議中の携帯電話の応答について話をいたしました。先日の常任委員会において、議員が会議中に携帯電話の応答をしていた件について、議会の携帯電話のマナーはどうなっているのかというご意見をいただきました。その結果、一般的な社会のマナーとして、会議中の携帯電話の応答は控えることが通常であります。会議の傍聴者や視聴者から見ると、悪い印象を与え、那珂市議会の品位の低下、モラルに対する不評、クレームにつながります。会議中の携帯電話の使用には十分にご注意をお願いしたいと思います。

この件については、事務局より補足説明をさせます。

事務局長 この件について、もう少し詳しく説明をさせていただきます。

先日、原子力安全対策常任委員会の会議中ですが、ある議員が携帯電話の着信をその会議中に確認をしまして、会議中に電話を耳に当てて話しながら立って、廊下へ出ていったということでございました。これを見ていた方から、議会として携帯電話のマナーというのは、一体どうなっているのかというようなご意見をいただいたところでございます。

現在は、議会は公開ということでやっておりますので、傍聴者もおられますし、モニターでも流していますし、今後またY o u T u b eのほうでも流すことを想定されておりますので、様々な方が見ているというような状況になっております。

議会のほうとしては、携帯電話の使用とかそういう部分については、改めて規則であるとか、申合せ事項については定めておりません。なぜかという、一般的に携帯電話のマナーといたしましては、会議中に電源を切るとか、マナーモードにするとか、あとは会議中の応答は控えるということが社会的な一般的な認識であるというふうに考えております。これは議員の皆さんも認識しているところだと思います。執行部においても、会議中には携帯電話のほうには絶対でないことになっておりますので、そういう状況の中で、一般市民の方が議会の正式な会議である委員会であり本会議でありなどを見まして、皆さんが議論をしているときに、携帯電話に対応して話しながら退席するという様子をY o u T u b eなりで見られた場合に、どう思われるかという部分だと思います。これは決していい印象を与えるものではないと思いますので、今後個人の行動でも那珂市議会がということでクレームとか、またご意見をいただくような形になってしまうと思いますので、この件については十分注意をしていただきたいというふうに考えております。

あと、もう1個つけ加えておきますと、会議規則上は、議員は会議中はみだりにその席を離れてはならないというような規定がございます。これは必要があれば、席を外す場合はないとは言えないんですけれども、その場合には委員長に断りであるとか、ある程度、

どうしても緊急な理由があるとか、そういう場合に限るということですので、あらかじめご了解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうからは以上です。

議長 説明が終わりました。

何かございますか。

花島議員 通常の場合はそれでいいと思うんです。ですけれども、例えば親が非常に具合が悪くて危篤とか、そういう連絡が来るかもしれないようなときというのは、やはり許されていいかなと思うんです。ただ、電話に出ながら出るというのは避けるべきかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長 緊急的、いわゆる会議中に例えばマナーモードにしてあって、マナーモードが鳴ったとしても、例えば、そういう今花島議員がおっしゃったようなことが個人的にあるとするならば、退席をして、そして、受けるとか、方法はあると思うんですよ。これは緊急的なことというのは、誰しもあり得る。

局長何かありますか。

事務局長 やはり状況によって、緊急的な場合というのはあると思ひます。その場合は、「委員長にちょっと緊急なんで退席します」と一言お断りするとか、そういう形で退席すればそれで特に問題はないと思ひます。必ずしも離席は駄目だということではなくて、必要があれば離席する場合も、生理現象もあるでしょうし、そういう部分もあると思うんで、そういうときはなるべく委員長に許可をもらってから退室するようになっていただければ大丈夫だと思ひます。

議長 ほかにありますか。

古川議員 すみません、本会議中はどうなんでしょうか。例えばトイレに行きたいという場合、「議長、すみません、トイレ行っていいですか」と言うんですか。

議長 それは、もう一度。

古川議員 本会議中に、例えばトイレとか行きたくなつたときに、「すみません、議長、トイレ行ってよろしいですか」とお断りする必要があるんでしょうかという。今まで、何人もそういう方見えていますけれども。

議長 トイレとかという場合は、いちいち断らなくてもそれはいいと思ひますけれども、皆さんどうですか。どう思ひますか。トイレの場合には、そんな時間じゃないし、長時間じゃないし、これは生理現象ですから、これはやむを得ないだろうと私は思ひますけれども、各議員はどう思ひますかね。

寺門議員 今までも、トイレ行かれる方は黙って一礼をして退場されていたなというふうに思ひますので、私も黙って礼をしてトイレ行けばいいんだというふうに思ひますけれども。

議長 これは常識の範囲内と違ひますか。

古川議員 私もまったくそのとおりだと思ひますが、ただ、緊急かどうかの判断を、あいつ何

だ勝手に出ていっちゃってというふうに思われやしないかという心配なんです。

議長 いわゆる本人はそう思っても、相手はそう思わない、そういうことですか。

これは常識の範囲内と違いますか。いかがですか。

君嶋議員 トイレのために席を離れるというのは、ほんの5分以内の時間帯だと思うんで、これは別に許可をもらうわけでもなく、用を済ましたらすぐ席に戻ればいいことであって、ただ、席を離れて、30分も40分も戻ってこないというのはちょっとおかしいと思って、その後はきちんと注意なり、その方の説明を受けると。でも実際、そういうこと、以前はあったみたいなのも覚えていますけれども、今はそういうこともないし、トイレ行ったら5分程度で皆さん用を済ませて帰ってくるということですから、そこは許可を取らなくてもよろしいと思います。

議長 ほかに。

原田議員 すみません、電話の話のほうなんですけれども、私個人であれば、やはり会議中は電話出ないことがありますけれども、やはりその辺は皆さんの範囲内なのかなと思うんですよね。市民の皆さんから見て、やはり不快に思う方もいらっしゃいますし、何か緊急事態だったのかなと理解される方も人それぞれだと思うので、各自気をつける面というのが変わってきちゃうのかなというところが正直なところでして、そこをルール化するのはいいのかというのは、今後していくのか、もっと議論していくのか、細かく決めていくのかというのは、明確にさせていただきたいと、こういう話になるのであれば明確にさせていただきたいなと思ってしまふんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

議長 今の質問ですけれども、いわゆる常識の範囲内ということ、これと違いますか。

原田議員 確かに私もそのように感じますので、個別に注意をさせていただいて、それで各議員がどう行動するかというのは、今後にかかってくるのかなと思うんですけれども、こういうふうに注意を受ければ、きちんと市民の方の声が届くので、私はありがたいなと思うんですけれども、結局結論が出ない話なので、これでどうしていくのかなというところがちょっと思ってしまうんですけれども。

事務局長 いろいろな緊急事態が想定される場合は、会議が始まる前に、一応委員長に一言言っておいていただいて、もしかするとこういう事態があつて、退室するかもしれないというのを、あらかじめ委員長には説明をしておいて、退出するときも、委員長に会議中でも一声かけてそれで退出ということで、できればそれはいいと思います。

あとは、生理現象とかの場合については、会議もなるべく1時間ごとに休憩を取ってやるようにはしていますので、どうしても場合はそれはやむを得ないかなというふうに思います。ただ、そのときもやはり委員会を仕切っているのは議長なり委員長なりが仕切っていますので、そこに一言言って退席するという形がいいと思います。

携帯電話についても、本当に通常はよほどのことがない限りは、会議中出なくても後から折り返し電話すれば大丈夫なことが多分多いと思いますので、その場合もよほどの緊急

時以外は会議中に出ないということで、そういう基本的なルールであればよろしいかなというふうに思います。それ以上あまり細かく決める範囲も難しいと思いますので、基本的、原則的には、本当に緊急時以外は携帯電話は会議が終わってからということをお願いをするということであればよろしいかなというふうに思います。

議長 どうですか、原田議員。

原田議員 そのようなことで、よろしく願いいたします。

議長 いわゆる携帯電話とかそういう、例えば先ほど話がありましたトイレとか、これは常識の範囲内で判断を、個々していただくのが一番よろしいんじゃないですか。周りがどうのこうの言うことじゃなくて、本人の自己判断、これだと思うんですがね。

(複数の発言あり)

木野議員 すみません、先ほどのICT検討会のほうでも、お話はさせていただいたんですけども、9月からの定例会は、一般的にライブ配信になりますので、その辺は皆さん市民の方に見られるということをしつかりと自覚していただきたいと思いますので、やはりこれは個人個人の行動が大事になると思います。これを見た瞬間に、この議員はこんなことをやっているというのは全部映っちゃいますから、その辺はしっかりと自覚を持って対応していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありませんか。別にないですか。

(なし)

議長 なければ、次にいきます。

続きまして、事務局から請願の処理方法について説明があります。

事務局から説明をいただきます。

次長 それでは、私のほうから、請願に関して1件ご説明をいたします。

本日お配りしました請願における趣旨採択についてという資料をご覧いただきたいと思っています。

今回の定例会の中の常任委員会で、教育厚生常任委員会のほうに付託されました請願が1件あったんですけども、そちらのほうの結果が趣旨採択という結果になっております。前回、産業建設常任委員会でも一度趣旨採択という結論を出したことがございまして、そのときにもご説明はしたんですけども、今日再確認ということで説明させていただきます。

まず、趣旨採択とはということで、請願等の審査におきましては、会議規則でもありますように、採択すべきもの、不採択とすべきもののいずれかを結果として出すということになっておりますけれども、趣旨には賛成であるが、実現可能性の面で問題があるような場合に、趣旨には賛成ということで行う決定方法で、あくまでも便宜的な処理方法となっております。今回は2枚目に、今回の請願書をつけておりますけれども、こちらの請願項目の中で、こちらの趣旨には賛成しますが、この項目の中で、具体的な、どこまでそれを

求めるのか。あるいはどこまでの範囲を言っているのかという具体性がちょっと欠けている面があるということで、今回趣旨採択という結論に至ったところでございます。

本会議での明日の採決方法ということになりますけれども、明日の本会議で、常任委員長から審議の結果趣旨採択としたことを報告がまずございます。委員長報告を踏まえて、請願を趣旨採択とすることについて、議長が可否を諮るという流れになっております。そこで可決の場合は、議決結果として趣旨採択が確定いたします。否決の場合は、請願の原案について、採択としないか不採択とするかを諮り直すという流れになっております。これは、趣旨採択が請願に対する一種の修正案とみなされるため、原案よりも先に諮るという流れになっているということでございます。

今回の請願につきましては、趣旨を理解しましたが意見書は提出しないという結果になりましたので、明日の本会議での採決について、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 事務局から説明がございました。

ご意見ございますか。ありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

古川議員 ちょっと確認の意味でお伺いするんですけれども、昨年12月の全員協議会で、今回もちょっとそういう場面ありましたけれども、いわゆる答弁書のない一般質問、通告のないという言い方をされておりますけれども、それについては認めないというようなことを諮られたと思うんです。その際に、議事録を見ますと、議長のほうから、これで決定してよろしいかということで、「はい」と呼ぶ声ありということで、では、決定しますというようなことになっているので、決定したのであれば、私はそれにももちろん従いますが、その議論の中で、武藤議員のほうから反問権のお話があったと思うんです。それについても、答えが出ていないと思うんですよ、それを認めるとか認めないとか。その辺も、当然通告のない一般質問は認められないのであれば、通告のない反問も認められないというふうに私たちは理解すればよろしいでしょうか。

議長 反問権の件ですね。反問権については、これもやはり通告は必要でしょう。事前に打合せしているんだから。

(複数の発言あり)

議長 いわゆるこれは、私個人的に認めないとかというんじゃなくて、会議規則でこれは通告外のことは認めないというのは、これは皆さん全員で決めていることですから、これは誤解をしないように。

それから、今、反問権というのも、当然打合せをするわけでしょう。質問に対して答弁をいただくのには、その担当部署といわゆる打合せするわけでしょう。こういう質問をいたしますよ。その場合に、どういう答弁をもらうかというのは、皆さんは打合せの中で協

議しているんですか。

(複数の発言あり)

議長 だから、そのときに、例えば執行部のほうで、これに対して反問権ということであれば、会議中、いわゆる本会議中に反問権というのはいかなるものかな。そのための打合せ。ただ、その質問が通告どおりにいつている場合と、いわゆる通告の内容が若干違う場合があるでしょう。意味は、趣旨は同じであっても、文言の違いとか、これは会議規則に載っていないのか。反問権については。

(複数の発言あり)

議長 反問権の通告はなくてもいいですかということでしょう。

(「ないものは受け付けないですよねということですよ」と呼ぶ声あり)

議長 受け付けないんでしょうねということか。

(「通告のない一般質問を受け付けないのであれば、その逆もしかりですよねというその確認」と呼ぶ声あり)

(複数の発言あり)

富山議員 多分ですけれども、そもそも反問権は、今の議員の質問が、趣旨が理解できないのもう一度お聞きしますというのが反問権で、議員の言っていることに対する問い、なぜそんなことを考えているんですかなんて問いはできないことになっていると思うんです、地方自治法の中で。反論権はないと思うんで。今の例えば私の質問趣旨が理解できないから、それはどういうことを言っているんですか。もう一回聞きづらいですから、もう一度質問してくださいよというのが反問権で、どういう意味合いでそういうことを言っているんですかなんていうことは言えないことになっているんで、反問権は多分よくもう一回考えたほうがよろしいかと。反論権ではないですから。今の例えば笹島議員の質問のよく聞き取れませんでしたとか、質問の趣旨が理解できないんですけれども、それについてもう一回質問してくださいと。もう一度質問してくださいということが反問権で、その考えについて、そもそも論じることにはできないですから、どういう意味合いで言っているんですかなんていうことは聞けないことになっているんです。

(複数の発言あり)

花島議員 まず反問権については私よく分からないので、この場で結論出したくないんですけれども、ちょっと勉強してから議論に加わりたいたいと思っています。

それから、通告のない質問についてですけれども、私はしてもいいと思っているんですよ。ただし、それに答えなきゃならない義務はないという判断でいいかなと思うんです。それは通告にないんで答えられませんと言ったら、それで引いてもらうと。そうでないと、例えばちょっとしたこと聞いても駄目という話になるし、通告あるなしというのが鮮明じゃない場合があるので、そういうふうに通告がないと思われるような質問に対しては、答えを求められた人が答える答えないを自由にできるということでもいいかなと。簡単なこと

でしたらぱっと答えちゃえばいいんで。通告あるかないかなんてぐちゃぐちゃ考える必要はないかなと思うんですけども、どうでしょうか、それで。2つの提案ですけども。

議長 会議規則の中で、ちょっと説明を局長のほうからさせます。

事務局長 私のほうから。

まず、そもそも反問権なんですけれども、富山議員がおっしゃるように、反論権ではないんで、基本的には、議会の基本条例に書いてあるように、議会の会議等において、出席している市長等は、議長または委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができるということで、反問の意味というのは、質問に対して、ちょっと今の理解できなかったんで、もう一回質問内容を説明してくれますかというのが、基本的な反問という意味です。それを拡大解釈して、それに対して反論するのが反問権だろうという方もいらっしゃると思うんですけども、基本は聞き返す、問い返すことが反問ということです。反論ではないです。

あとは、その通告なんですけれども、会議規則上は、基本的に通告になっています。緊急質問であろうが、基本的には通告してくださいよということになっていますので、それが前提であります。本当に今聞かなくちゃならない、どうしても今じゃなくちゃ駄目だということは、その場で出すことは可能なんですけれども、それが本当に緊急性があるのかということですよ。その場でそのときに出さなくちゃならないのかということが問われると思いますので、そういうものであれば、通告がなくても出せる可能性があると思うんですけども、原則は緊急質問だろうが何だろうが通告制ということでルールになっていますので、そこの判断がどうなのかという部分になるかと思います。

花島議員 質問ですけども、通告制自体はいいんですが、基本的には10日前ですよ。その10日間の間で、1週間以上なんで、いろんなこと起こり得るんで、その緊急性というのは、例えば緊急なときに、こういうふう聞くよと、10日前より後に出すのは認められるんですか。認められないんですか。どっちなんでしょうか。

事務局長 一般質問は、議会の開会前までに調整してくださいということになっていますので、一応通告は10日前に出すんですけども、それ以降打合せをやって、議会の開会前なので、一般質問実際するときの3日か4日前ぐらいまでは調整できると思います。

あとは、執行部のほうの答弁もつくって、執行部のほうで訂正したりなんかする場合もその期間中あり得ると思うんで、その場合、1つ2つぐらいの修正ぐらいはやむを得ないかなというふうなのは思います、それは仕方ないと思います。

古川議員 局長ちょっと伺いますけれども、通告とはという部分になっちゃうんですけども、私の認識では、ごめんなさい、勉強不足かもしれませんが、通告とは、質問事項のいわゆる大事項、何々についてという、それが通告ではないですか。それとも、打合せをしてこういう質問をしますよ、いわゆるQ&A全てが通告ですか。私は大事項を通告していれば、その中で全て答えられるようにするのが執行部であるという、私はそう思っているんです

けれども、どうなんでしょうか。

議長 そうすると、通告ということは幅広いわけですね。通告というのは。打合せのときにそういう話し合いを各部署としているんですか。

古川議員 私の経験ではしています。こういう質問をするかもしれないからねと、答えを用意しておいてねと。ただ、答弁書はもういいよという場合もあります。私の場合は。だから、何、そんなのいきなり聞かれてもというのは、私はしていないつもりですけども、そういうことは私自身もたくさん今までありました。

議長 それは、皆さんにお伝えいたしますけれども、議長の場合には、いわゆる質問項目、答弁書、我々手にしているんです。それで、この前、先ほど笹島議員ありましたね。私に止められたと。あの場合には、一番分かると思うんですが、私は市長に確認をいたしました。そしたら、通告受けていませんと。だからストップしたんです。何か問題ありますか。

笹島議員 私が言いたいのは、あれ多分市長が答弁してきた。その確認だと思うんですよね、確認。確認だけの質問、それもやっちゃ駄目なのか、それは。

議長 あのときには。

笹島議員 それは、もし聞き取れなかったら、それはまずいんじゃないか、それは。聞き取れなかった場合。すみません、市長、確認しますけれども、もう一度ということだけでも、それもできないというようなこと。

議長 確認はできるでしょう。

笹島議員 できるでしょう。あれは確認だったんだよ、俺は。

議長 それは、私は許しています。その次2回やったでしょう。覚えてないですか。2回やったんだよ。1回目は私はそのままにちゃんと市長を指名しました。再度やったでしょう。それは確認じゃないんです。もしあれだったらば、議事録ができますから。

笹島議員 ちょっと見てみます、それ。分かりました。見てみます。

議長 これは、我々議会運営として、仕切る立場として、やはりスムーズな議会運営ということで、ルールに基づいて指名したりやっているわけですから。

笹島議員 ルールは分かるんですけども、ある程度の自由度がないと、議員としての立場というの、それがなくなっちゃうから。

議長 だから、それを例えばこれから変えていこうというのであれば、それは皆さんでこの規約を変えていく議論をする、そういう場を設けていけばいいんじゃないですか。

事務局長 先ほど古川議員からあった質問なんですけれども、その質問の通告について、全部質問事項の一言一句通告しなくちゃ駄目かといった、質問の通告自体は、一応質問の要旨ということになっていますので、おおまかな一応皆さんが書いているような形で、それはいいと思います。

その具体的な内容は、その打合せでやっていくのは、それはそれでいいと思います。ですから、その通告のときは、概要、要旨が分かれば、こういう質問をするよというのが分

かれば、それでいいと思います。できるだけ具体的な要旨を書いていただければ。あともっと具体的なところになると、質問の内容になると、それは打合せでやっていくしかないと思います。

古川議員 ですから、それは質問の内容であって、質問の通告とは何ぞやということを聞いているんですよ。だから、通告のないものを認めないというような話になっているから、だから、通告とはそういうものではないんじゃないかという、私の疑問なんです。

議長 我々はあくまでも、答弁書、そういうことに対して、手元に行っている、これが通告と認めているわけですから。ですから、それはそのためにいわゆる執行部と質問者で打合せをしているんじゃないですか。それが我々の手元に上がってきている。

事務局長 通告というのは、具体的にこうだというのは明記はないんですけれども、やはり概要と質問する内容についてをある程度具体的に相手に伝えるというのが通告なので、質問事項を全部そこに出すとか、そういう部分ではないと思います。

議長 もしこういう面で、今後いろいろ問題点があるとするならば、これは一度皆さんで協議する場を設けて、そして、その範囲、そういうことをしっかりとやっていく必要があると思うんですが、皆さんどういうふうに考えていますか。これは本当に解釈によって、通告、質問、範囲というのが、いわゆる当事者であれば分かると思うんですが、ほかの議員分からないんですよ。

武藤議員 今、議長がおっしゃったように、もう一回この問題は皆さんで協議するのがよろしいかと思います。

続いて、若干なんですけれども、皆さんのほかの議員が言っているのは、今のままだというと、答弁書の読み合わせという形になっていて、それではちょっと議会として、追求したい部分ができないのではないかとこのところを言っているんだと思うので、そのあたりの今度幅を持たせるという部分の協議ができればよろしいのかなというふうに思います。以上です。

議長 だから、いわゆる通告外とかというのは、いわゆる通告をしているその範囲というのがどこまでが範囲なのかというのが、いわゆる解釈によって違うわけでしょう。感じ方によっては。だからそういうことをしっかり、今後これは皆さんと協議をしていくということが選択の一つかなと私は感じています。いろんな質問を受けて。

富山議員 議長おっしゃるとおりで、議員おのおのに解釈のずれが生じている。反問権においても、解釈のずれがあったり、そこの通告においてもずれが生じている。これは我々だけで話していたら、多分堂々巡りになると思うので、やはり本当に恥ずかしい話なんですけれども、今さらながら地方自治の先生なんかにもちょっとお話聞くなんていうことも、ちょっとあれなのかもしれないですけども、そういう先生らを含めて議員のできることと、実際に解釈のずれを埋めるための勉強会なんか開けばいいのかなというのは正直感じております。

寺門議員 議会の質疑のやり方は、国会とかの中継で、丁々発止で面白おかしくという部分とはまた別ですから、地方議会は。これ丁々発止で面白おかしくなんてとんでもない話ですよ。きちんとやはり質疑はやんなきゃいけない。それにはどうするんだという話は、当然事前の打合せも必要でしょうし、その中で、全部盛り込めばいいんじゃないですか。私はそういうふうに思いますよ。何も、傍聴人が喜ぶ、喜ばない、今度ましてやライブ中継ですから、那珂市議会そのものが、今度皆さんもう全部くまなくご覧になれるわけで、我々もちょっともう少しきちんと全議員で理解を深めて、やっぱり何ぞやというところも改めて確認しておいたほうがいいと思うんで、富山議員、それから、武藤議員言うように、9月議会の前に一度きっちりすっきりした形で私はスタートできればいいなというふうに思います、勉強会やってね。

議長 これは一問一答というのが、この辺が非常に難しいと思うんです。この質問というのは2通りありますよね。一問一答、総括もあるし、那珂市の場合には、前から一問一答式でやっているわけですね。そういう場合に、いわゆる通告をして、そして、一つ一つ答弁をいただく。ですから、その答弁の内容によっては、いわゆる再度質問をする。その範囲というのが、いわゆる皆さんにとっては狭すぎるというようなことだろうと、私は推測するんですよ。だけれども、執行部に言わせると通告外と。こういうこの非常に答弁側、質問側の差があるところが今回のこのようなことなんだろうと思うんですけれども、ですから、その辺のことについては、皆さん今後、そういう場を設けて、しっかりとその辺を議論していく、この必要があるだろうと思うんですが、皆さんどう思うふうを感じるか。

萩谷議員 皆さん議員からいろいろなご意見が今出ていますけれども、範囲は広げようとしても、最低やはりルールというものはつくっておかないと、議会の中がばらばらで、まとまらなくなってしまうと私は思うんですよ。ただ、範囲は広げるとか、それはあってもいいとは思いますが、いずれにしても、皆さんと議論しながら新しいルールをつくるにしても、やはりルールというのは、会議規則もそうでしょうし、基本条例にのっとったという形でやっていかないと、せっかく基本条例をつかって、改革が始まって、議長が、最初の議長のときですけれども、それが台なしになっちゃうような気がするんですよね。あまりルールを撤廃してもいけないと。やはりある程度基本的なものをずっとしながら、議会改革進んできているわけですから、やはり自由闊達な意見というのも悪くはないと思いますが、やはりある程度の規制は、ルールは必要じゃないかなとは私は考えているんですけれども。

やはり自由なことはいいと思うんですけれども、それなりにやはり先ほどお話聞いていますと、打合せのときに、どういう打合せして、私はこういうことを言いたいよ、じゃ、これに答弁してくれという、しっかりやっていけば、私は、どうにか古川議員が言ったような形のことは実現可能だろうと思っていますけれども、やはり打合せのときにしっかりこういうことを言いたい、こう話すよ。それで答弁もらう、で、これでどうですかという

ことでやっていけば、ちゃんと打合せやれば、できるんじゃないのかなと、私は感じていますけれども。

皆さんいろいろもっともっとのびのびとやりたいというか、範囲広げたいという意見もあるんだかと思いますが、ある程度は規約というか、決まっていて、その範囲の中で進めていくというのが、やはり議会運営としても正しい道の方かなと私は感じています。

以上です。

議長 この一般質問のいろいろこう見ますと、関連質問は許可をしないということがうたわれているんですね。あるいは、所属する委員会、いわゆる常任委員会、現在調査している事項についても、一般質問は行わないように努める。非常に幅広いんですよ。例えば今回の定例会では、総務生活常任委員会、いわゆるあそこのバードラインの道路、あれ調査段階ですか、今、バードラインの拡幅、国から予算化されたやつ。

（「あれは産業」と呼ぶ声あり）

議長 あれ産業建設常任委員会だったか。例えばそういうふうに、調査段階、各常任委員会で調査している段階、例えば、道の駅は調査段階かな、今。そういうことは、例えば総務常生活任委員であれば、質問は、これを見ると行わないように努める。これは幅広いよね。

（複数の発言あり）

議長 それは、変わるということだけれども、調査は、総務生活と産業建設の今両方でやっているんじゃないですか。だから、現在調査をしているということなんだから。

笹島議員 あまりしぼらないほうがいいよね。そうやって、我々議員の特権的な問いただすという。ですから、あれもこれもという、最低限のしぼるのは構わないですけれども、ある程度自由度がないと、みんな個性があって、自分の首を自分で締めるんだ。

議長 こだわらないということだったら、ごちゃごちゃになっちゃうよ、これ。ルールがあるんだもの。全てルールに従って、決してこだわっているわけじゃない。ルールに従って運営をしているんじゃないですか。

花島議員 すみません、2つ。まず、議長の提案するきっちり勉強するなり、議論する場を設けるというのは賛成です。そのついでに、まず事前の打合せについて私の考えなんですけれども、質問するほうもよく練った質問をし、それに対して、よくちゃんと考えた答弁をもらうということが僕は大事で、見かけのパフォーマンスとか、それは二の次三の次だと思うんです。だから、私としては、非常に細かく打合せして、自分が聞きたいこと、言いたいことはこれで、あなたの答えは何ですかというふうな形でやっているつもりです。だから、場合によっては棒読みになるかもしれないけれども、でも、市民にこういうことを言っているよということを見せることも大事ですけれども、一方、議員の考えを市に伝える、それから市の考えを聞くということが大事で、突然議場で、何か聞かれていない、思わぬことを聞かれて、それで何か答えを求めるとするのは、僕はあまりいいことじゃないと思っています。

例えば何か失言で言っちゃうとか、それから、世の中には、担当者であれば何でもかんでも知っていて、急に聞かれても答えられなきゃいけないなんて思っている人がいると思うんですが、それは実際の世の中で言ったら、そんなことは期待するのはおかしいですよ。いろんな事務というのは、多くの人間でやっているんで。答弁者だって、部下がやったこと含めて全部知っているわけじゃないし、仮に知っていたって、ぱっと聞かれてすぐ答えられるかどうかなんていうのは、全く別の話ですから、基本的には私はしっかり打合せやって、答弁もらうんだと思っています。

ただ、古川議員が気にする通告というのは何だというのも分からなくはなくて、最初に10日前までに通告するというのは、大体概略ですよ。それで、あの1枚の中に細かいこと全部書いたっていいんだけど、そういうふうにはなっていないでしょう。だから、概略は10日前に出さなきゃいけないけれども、事前の打合せで言ったことも含めて通告であるというふうに整理すればいいんじゃないかと思っています。ただ、今の私の意見で、最終的には別の場で議論をしてから、考え方を決めたらいいかなと思っています。

議長 いろいろな意見あると思うんですけども、今、これは我々おっしゃっているのは、平成11年にこの申合せ内規というのを皆さんで協議をして作った内規なんです。ですから二十数年たっているわけです。ですから、時代に合わせた意味で言えば、この内規の見直し、こういうことも必要な時期に来ているのかな、そういうふうにも感じるわけなんです。いろいろな意見が出ている。いわゆる通告、それから打合せの中身、あるいは関連、そういうことを場を設けて皆さんで再度協議をしていく、こういうことはどうですか。

古川議員 議長が今お持ちで、先ほど言った関連質問は認めないというのは、今、我々がここで議論している関連質問では多分ないんじゃないかという気がするんです。昔は、例えば私が一般質問して、関連というか、ほかの人が手を挙げて質問した時代がありましたよね。私はいませんでしたけれども、そのころは。それを禁止しているあれなんじゃないですか、関連質問を認めないというのは。

議長 それとはこれは違います。その関連というのは、それ以前だった。これ平成11年以前だったんじゃないかな。質問者以外に関連質問を認めたわけですよ。それとはこれは違う。

(複数の発言あり)

事務局長 ただいまの古川議員の件ですけども、古川議員おっしゃるとおり、以前はほかの議員が質問した事項に対して、ほかの議員が関連ということで質問していた時代があったんで、それはなくしようということの、関連質問はこれを許可しないということの意味です。

議長 そうすると、質問の中身の関連、これは認めるわけなんですか。

事務局長 通告の範囲内であれば質問はできるということなので。

古川議員 いや、その通告の範囲を気にしているの。大事項じゃないんですかというわけです。

事務局長 それはどこまでという細かく言うところとちょっと難しい流れになりますけれども、基本は通告しているのは、おおまかな内容なので、詳細については、お互い打合せしないと分からないということで、そういう認識でいいと思います。そこに、通告の範囲がどこまでかというのは、多分その本人しか分からないんで、例えばなんですけれども、那珂市政全般とかという質問事項なんて、そういうのあり得ないと思うんで、やはりある程度もう少しなるべく細かく具体的に、通告の事項は書いていただいたほうが、お互い執行部とのやりとりは便利になると思いますので、そういう認識でお願いしたいと思います。

議長 これ大体一般質問というのは、打合せするでしょう。打合せ以外のことを質問すると、執行部側は答弁に困るんですよ。私はそう思っています。担当部署の個人的な答弁しかできないわけですよ。そうでしょう。だから、非常にこれを認めるということになると、執行部が困る。私はそう思っています。決して執行部が、議会がとかいうことまで触れると、非常に公平感がなくなりますからあまり言葉には出したくはないんですが、いわゆる質問項目に対しては、執行部では検討会を立ち上げて、皆さんでこの答弁を作成しているんだと思うんです。そうすると、通告外のことをやられると、個人的な答弁しかできないわけですよ。そういうこともあって、これ通告外のこと、その辺があまり中身については触れたくありませんけれども。

古川議員 私、最初にこの問題のときに言いました。皆さんがそれでいいんだったら、私もそれに従いますけれども、皆さん本当にいいんですかと確認しているかということ、皆さんされていたんですよ、今まで、関連質問を。ごめんなさい、全員じゃないかもしれませんが、ほとんどの方はしていました。例えばもし議長経験者いれば、答弁書がない質問した方たくさんいますよね。いるんですよ。だから、それまで全部禁止にしちゃって本当にいいんですかという。議長の裁量で、例えば分からなければどなたが答弁しますかと。その脇に事務局長がいるわけですから。そういうことができるんだから、あまりないものは絶対認めないという、今まで皆さんしてきたんですから、それをやめるというんだったら、皆さん従うべきです、確かにね。

議長 ですから、そういう意見があるんですから、これからそういうことを協議をしていけばいいんじゃないですか。

古川議員 であれば、これ議事録には決定した旨書いてあります。ですけれども、一旦ここ白紙に戻すということになりますけど、お願いできますか、それは。

事務局長 白紙に戻すのではなくて、もう一回協議をしていただいて、今のがおかしければ、その部分を直していくという形にしたほうがいいと思います。

古川議員 それで結構です。

ということは、今は、取りあえず、それがまた新しいものが決まるまでは、今のは決定事項としていくんですね。

議長 もちろんそうですね。

古川議員 分かりました。であれば、最初にお話しした反問権が先ほどの解釈の富山議員がおっしゃるとおりだとして、ということは、打合せをしっかりとすれば反問はあり得ないということですよ。

議長 ですから、そういうことも含めて、これから、そういうことを皆さんで協議をして。

古川議員 反問権の件は保留ですね。

議長 反問権も含めて、一般質問全般で、いろいろ皆さんで議論をしていけばいいんじゃないですか。いろんな意見が出ていますから。

古川議員 だから、反問権については、何ら決定はまだしていないということによろしいですか。

議長 いや、ですから、それも含めて。

寺門議員 その反問権はもう決定していますよね、現在でも。執行部が議員の質問に対して、その質問の意味がよく分からないので、もう一度お願いしますというのが反問なので。それ以外は全て反問ではありません。今まで、だから、あったのは、反論は、この議会はされてきましたけれども、それは誤解しています。それで、一般質問も通告しないとできないということではなくて、その反問権はできないということではなくて。聞かれて分からないければ、打合せをしているんですけれども、またやはり場面が変わる場合がありますから、それについては、やはり分からない場合は聞くということになると思いますよ。それは通告はいらない。反問ですから。それを改めて確認してもらったほうがいいと思います。

古川議員 おっしゃるとおり、私もそれは理解しています。ただ、先ほど議長がきちんと打合せをしているんでしょうとおっしゃいましたよね。きちんと打合せをしての、ですから、質問の趣旨が分からないとか、そういったことはあり得ませんよねという話です。

(複数の発言あり)

花島議員 いろいろな議論があるんで、今日はもうこのぐらいにしませんか。

それで、とにかくみっちり議論すると。それで、ルールを変えるなり、あるいは、今あるルールのままとしても解釈を確定するとか、全体の共有という形に、後日の討議を経てするというんでいかがでしょうか。

(複数の発言あり)

議長 例えば反問権の場合には、質問に対して答弁者、例えば担当部署、部長か、答弁は大体そうです。その場合に通告をして、反問権と、それをいわゆる認めるか認めないか。それで今まではやってきましたよね。いわゆる質問をされるでしょう。議員から質問しますね。答弁側が反問権ということで通告を受けて、それが議長は認めて、初めて反問権が許される。そういうあれだったでしょう、今までは。

(複数の発言あり)

議長 もちろん答弁書はないです。答弁書はもちろんないです。緊急的なことで反問権ですから、それは答弁書はないですよ。

古川議員 だから、我々にも緊急的な質問というのはいり得るんじゃないのか。

笹島議員 それ反問権には、前もって反問権をしますとは言っていないよね、議長と反問というふうにして、だから、そこでアドリブになるわけでしょう。向こうの。それを許しているのかどうかと、また同じでしょう。さっき言った議員にはアドリブができない。でも反問権使ってアドリブ言ってくるという矛盾だよね。これちょっと議論しなくちゃいけないんじゃないですか、それ。

(複数の発言あり)

花島議員 私の提案は、私もこの議論を自分でいろいろ調べてから臨みたいです。だから、この場で決めちゃうんじゃなくて、別の機会を設けましょうというのが、議長の提案ですね。

議長 そうです。

花島議員 私はそれに賛成で、今日はもう打ち切りませんか。いろいろ議会経験の少ない人が多いから、自分でそれぞれの言葉の意味とか、自分の経験談、もう一回整理して、考えて次の議論に臨んだら、もっといい議論ができるんじゃないかと思うんです。

だから、ここで結論を性急に求めるんじゃなくて、いろいろ課題がでましたよね。通告の範囲は何だとか、それから、打合せのどこで、どこまでいかになくちゃいけないとか、アドリブ的なやつはどうだとか、反問はどうだとか、それぞれの項目の検討課題が出たので、今日はもう終わりにしたほうがいいんじゃないですかというのが、私の提案なんです。

議長 分かりました。

それでは、そうすると、いわゆる皆さんで、全員協議会で、いろいろ議論をしていくのか。あるいはその他皆さんの考えがあれば、ここで提案をしていただきたいなど。

富山議員 私は先ほども言ったように、多分議論はできると思うんです。皆さんおのおの解釈の仕方が違う。やはりそうなってくると、第三者的な方、地方議会に明るい大学の先生とか、そういう方に来てもらって、我々地方議員のできることとできないことの範囲とか、そういうのを改めて勉強する必要があるのかなとは正直思いました。

以上です。

議長 ほかに。

君嶋議員 わたしも、今回の議員構成の中でも、新人、もう2年たっていますけれども、やはりその方の議員もいるわけだから、もう一度、この議会の、那珂市議会の基本条例に基づいた議会の在り方というの、きちっとみんなで議論していただければと思います。その中に一般質問の方法、そしてまた、議会運営についてもできると思いますので、できれば富山議員が言ったように、やはり第三者からのそういう勉強会を入れてもいいのかなと私は思います。

議長 ほかに。

花島議員 私の意見は一つだけです。こういうのは、議会運営委員会でやるか、全員協議会で

やるかどっちかだと思うんですが、私は全員協議会で議論したいと思います。それだけです。

議長 ほかにありますか。

笹島議員 全員協議会でやったほうがいいと思うんですよ。それちょっと聞いてくれますか。

議長 全員協議会でというようなことがありますが。

全員協議会の場で新たに今後の一般質問を始めとする、これ全般的でもいいんですよ。一般質問ばかりじゃなくてもいいと思うんです。そういうことを検討する、いわゆる協議する、そういう場を今後設けていくということでもよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長 それには、いわゆるそれが決まるまでは、現行でいくということ、これは当然のことだろうと思いますが、それでよろしいですね。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長 はい、分かりました。

以上で全ての議事が終了をいたしました。

全員協議会をこれで終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会（午前11時40分）

令和3年8月24日

那珂市議会議長 福田 耕四郎